

放課後児童支援員等の3%程度(月額9千円)の処遇改善の調査結果 ①

概要

- 放課後児童支援員等の処遇改善のため、令和4年2月から9月までの期間、放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業（以下、「補助事業」という）により、給与を3%程度（月額9千円）引き上げるための措置を講じた。
- 本調査は、その取組の効果を把握するため、令和5年10月に、各放課後児童クラブから市町村に提出された賃金改善実績報告書のデータ等を収集し集計を行った。以下の調査結果（項目1-2以降）については、令和4年（4～9月）分をまとめたものである。
- 本調査結果より、**賃金改善を実施した全職員1人当たり月額平均5,741円の処遇改善**が図られたことがわかった。
なお、**常勤職員に限ると、1人当たり月額平均10,047円の処遇改善**が図られており、概ね事業趣旨に沿った取組が行われていた。

1-1 補助事業の申請状況（放課後児童クラブ数）

申請クラブ数（割合） [放課後児童クラブ数] ※1、※2	うち、公立公営（割合）	うち、公立民営（割合）	うち、民立民営（割合）
18,554クラブ（69.5%） [26,683クラブ]	3,731クラブ（50.7%） [7,359クラブ]	9,704クラブ（74.0%） [13,114クラブ]	5,119クラブ（82.4%） [6,210クラブ]

※1「申請クラブ数」は、補助事業の交付申請を行ったクラブ数（令和4年4月時点）。

※2「放課後児童クラブ数」は、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況調査（令和4年5月1日時点 厚生労働省調）の値。

1-2 補助事業の実施状況（市町村数）

申請市町村数（割合） [放課後児童クラブ実施市町村数] ※1、※2	うち、調査票回収市町村数（割合） ※3	うち、有効回答数（割合）
1,145市町村（70.4%） [1,627市町村]	948市町村（82.8% ※4）	646市町村（68.1% ※5） *申請市町村数（1,145市町村）に対する割合は56.4%

以下、赤枠部分について分析したもの

※1「申請市町村数」は、補助事業の交付申請を行った市町村数（令和4年4月時点）。

※2「放課後児童クラブ実施市町村数」は、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況調査（令和4年5月1日時点 厚生労働省調）の値。

※3「調査票回収市町村数」は、本調査により実績報告書等の回収ができた市町村数。

※4 申請市町村数1,145に対する割合。

※5 調査票回収市町村数948に対する割合。

2 職員1人当たり賃金改善額（月額平均）

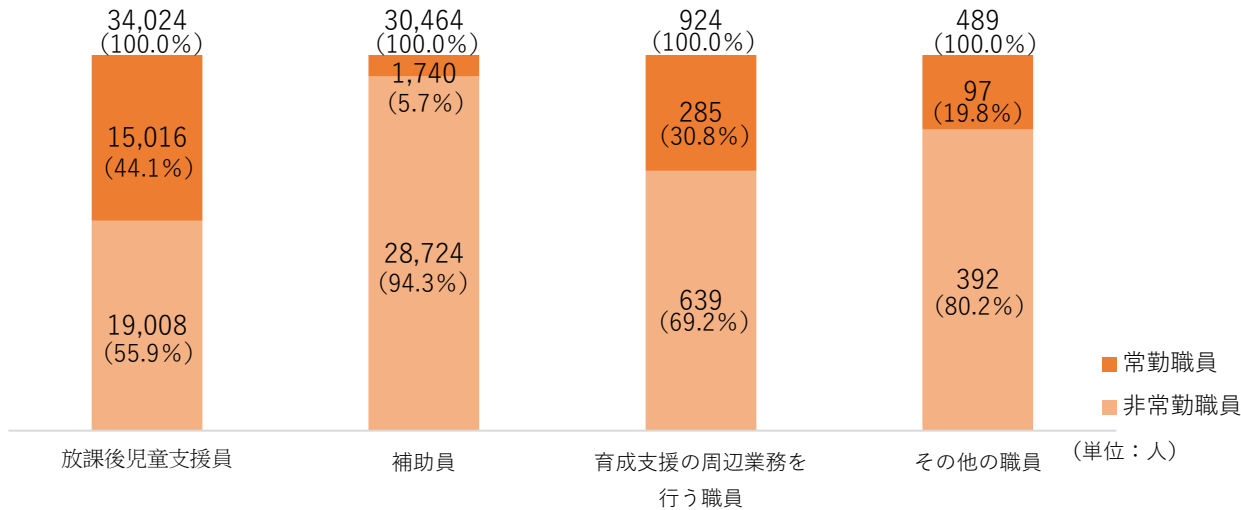
賃金改善実施者	1人当たり賃金改善額 （月額平均）			
	うち、公立公営	うち、公立民営	うち、民立民営	
全職員	5,741円	5,394円	5,839円	6,369円
うち、常勤職員のみ	10,047円	9,878円	9,958円	10,634円
うち、非常勤職員のみ	4,227円	3,971円	4,416円	4,319円

※ 補助基準額（月額11千円）は、月額9千円に社会保険料事業主負担分の増加分を考慮して設定。

放課後児童支援員等の3%程度(月額9千円)の処遇改善の調査結果 ②

3 賃金改善を実施した職員の職種別の割合

○ 賃金改善を実施した職員のうち、常勤・非常勤職員の職種別の割合を比較すると、どの職種でも非常勤職員が多い。



(参考) 賃金改善を実施した職員の職種別の割合 (有効回答の得られた市町村における全職員数との比較)

賃金改善実施者	放課後児童支援員			補助員 (割合)			育成支援の周辺業務を行う職員 (割合)		
	①賃金改善実施者数	②全職員数	割合 (①/②)	①賃金改善実施者数	②全職員数	割合 (①/②)	①賃金改善実施者数	②全職員数	割合 (①/②)
全職員	34,024人	47,484人	71.7%	30,464人	36,737人	82.9%	924人	1,727人	53.5%
うち、常勤職員のみ	15,016人	23,189人	64.8%	1,740人	4,593人	37.9%	285人	454人	62.8%
うち、非常勤職員のみ	19,008人	24,295人	78.2%	28,724人	32,144人	89.4%	639人	1,273人	50.2%

※「全職員数」は、有効回答の得られた646市町村に配置されている人数。出典：放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況調査（令和4年5月1日時点 厚生労働省調）

「その他の職員」に該当する職員の状況については、実施状況調査においてデータを取得していない。

※「賃金改善実施者数」は、令和4年4月から9月の期間において賃金改善を実施した人数。

(参考) 補助事業を実施しなかった主な理由 (上位5つ) の割合【令和4年3月内閣府による市町村への調査結果】複数回答

①自治体内における他の職種との均衡 (公平性) を図るため	②既に職員の賃金水準が高いため	③処遇改善の対象者がいないため (該当施設がない場合を含む)	④処遇改善の必要がないため	⑤令和4年10月以降の事業の継続が困難なため
42.8%	15.4%	9.5%	8.8%	3.1%

※ ⑤令和4年10月以降の事業の継続が困難とする理由としては、「補助事業から交付金事業に移行し、自治体負担が発生するため」等の回答があった。